

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成12年前橋市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平31規則32・一部改正)

(告示事項)

第2条 条例第3条第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称
  - (2) 施設の設置の場所
  - (3) 施設の種類
  - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
  - (5) 施設の処理能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
  - (6) 実施した生活環境影響調査の項目
  - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第3条第2項の規定による届出は、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項をすべて記載した書面により、行わなければならない。
- (1) 縦覧の場所
  - (2) 縦覧の期間及び時間
  - (3) 意見書の提出先
  - (4) 意見書の提出期限

3 前項の届出は、報告書を公衆の縦覧に供しようとする日の10日前までに行わなければならない。

(平31規則32・一部改正)

(縦覧の期間等)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する報告書(以下「報告書」という。)の縦覧の期間のうち、前橋市の休日を定める条例(平成元年前橋市条例第14号)第1条第1項に規定する市の休日については、報告書の縦覧を行わない。ただし、条例第2条第2項に規定する縦覧であって、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

2 報告書の縦覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、条例第2条第2項に規定する縦覧であって、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(平31規則32・一部改正)

(縦覧の手続)

第4条 報告書を縦覧しようとする者は、縦覧申込書を市長に提出しなければならない。

(平31規則32・一部改正)

(縦覧者の遵守事項)

第5条 報告書を縦覧する者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
  - (2) 報告書を改ざんし、汚損し、又は損傷しないこと。
  - (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
  - (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。
- 2 市長は、前項の規定に違反した縦覧者に対し、縦覧を中止させ、又は禁止することができる。

(平31規則32・一部改正)

(意見書の記載事項)

第6条 条例第2条第1項、第2項及び第3項の規定により意見書を提出しようとする者は、次の各号に掲げる事項をすべて記載した書面により、行わなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地)
- (2) 意見書の対象となる施設の名称
- (3) 意見書の対象となる施設の設置又は変更に関し有する利害関係
- (4) 生活環境の保全上の見地からの意見

(平31規則32・一部改正)

(意見の報告)

第7条 受託者は、条例第2条第3項に規定する意見書が提出されたときは、意見書の提出期限の満了後速やかに、当該意見書に記載された事項を市長に報告しなければならない。

(平31規則32・追加)

(意見書等の様式)

第8条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 縦覧申込書

(2) 意見書

(平31規則32・追加)

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第25号)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則(平成31年3月28日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。